

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2022年12月 1 日

【会社名】 倉庫精練株式会社

【英訳名】 SOKO SEIREN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 羽田 学

【本店の所在の場所】 石川県金沢市古府町南459番地

【電話番号】 076-249-3131（代表）

【事務連絡者氏名】 総務課長 上田 紀昭

【最寄りの連絡場所】 石川県金沢市古府町南459番地

【電話番号】 076-249-3131（代表）

【事務連絡者氏名】 総務課長 上田 紀昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年11月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

併合の割合

当社株式500,000株を1株に併合いたします。

株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2022年12月23日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は丸井織物株式会社（以下「公開買付者」といいます。）のみとなる予定であり、また、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であり、さらに、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第15条（電子提供措置等）及び附則の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年12月23日に効力が生じるものといたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	20,771	606	0	(注)	可決 96.8
第2号議案 定款一部変更の件	20,773	604	0	(注)	可決 96.9

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

以上